

老齢福祉年金のお知らせ

老齢福祉年金とは、国民年金制度が発足した当時（昭和36年4月）、すでに高齢であったために、老齢年金の受給資格期間をみたすことができない方に対して支給される年金です。

○ 次の または に該当する方に支給されます。

生年月日が明治44年4月1日以前の方
生年月日が明治44年4月1日～大正5年4月1日までの方で保険料納付期間が1年未満であり、保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間が生年月日に応じて左表の期間を超えている方。

○ 次のいずれかに該当する場合は、年金の支給が一部または全部停止されます。

受給者が恩給法による年金、労災保険法による年金または被用者年金各法による年金などを受給している場合。
受給者の前年度所得額が限度額を超える場合。
受給者の配偶者または扶養義務者の前年の所得が限度額以上の場合。
海外に居住している場合等。

○ 平成21年度の年金額は、405、800円です。
○ 受給手続きは役場窓口で受け付けています。

生 年 月 日	期 間
明治45年4月1日以前	4年
明治45年4月2日～大正2年4月1日	5年
大正2年4月2日～大正3年4月1日	6年
大正3年4月2日～大正4年4月1日	7年

【所得の限度額 平成21年度】

（単位：千円）

扶養親族の人数		0人	1人	2人	3人
本人所得限度額	全額支給停止	1,595	1,975	2,735	3,115
	一部支給停止	3,401	3,550	4,076	4,289
配偶者・扶養義務者所得限度額	全額支給停止	6,287	6,536	6,962	7,175
	一部支給停止	3,401	3,550	4,076	4,289

問い合わせ先 住民生活課 ☎73 - 1415

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、自らが納めた保険料とその運用収益を、将来受給する年金の原資として積み立て、その額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。

国民年金のプラスアルファとして、農業者年金に加入しませんか？

○ 加入要件

国民年金の第1号被保険者（国民年金に加入している人）

年間60日以上農業に従事する方

60歳未満の方

であれば誰でも加入できます。

農地を持っていない農業者、農業者の配偶者や後継者でも加入できます。

脱退も自由ですが、加入していた際に支払った保険料は原則65歳以降に支払われます。

国民年金の付加年金の加入（月額400円）が必要となります。

○ 保険料の額

月額20、000円～67、000円まで、自由に決められます。

○ 税制上の優遇措置

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

○ 80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。万が一加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

問い合わせ先 農業委員会 ☎73 - 1586